
第 1 章

計画の基本的事項

1 計画策定の背景

今日、私たちは20世紀、とりわけ戦後の科学技術の発達と経済成長の恩恵を受け、便利で物質的に豊かな生活を享受してきました。その反面、自動車交通量の増大に伴う大気汚染や大量の廃棄物、電気やガス等の大量のエネルギー消費による地球温暖化問題など、人間活動が活発になるにつれて環境に様々な問題が生じ、私たちの将来が危ぶまれています。このため、私たちは今こそ持続的発展が可能な社会の構築のために、ライフスタイルの転換を含めたあらゆる角度における対応が求められています。

国では、環境政策の基本理念と基本的な施策の方向を示す環境基本法を平成5年11月に制定し、平成12年12月には持続的発展が可能な社会を実現するため、循環・共生・参加および国際的取組を基調とした新たな環境基本計画を策定し、21世紀半ばを見通した環境の世紀へのみちしるべを示しました。また、平成17年2月には京都議定書が発効となり、日本全体の温室効果ガス排出量の削減目標達成のため、取組が始まります。

本市の西部や北部の丘陵地はスギやヒノキなどの植林地が大部分を占め、南部の丘陵地は広葉樹林地、青梅駅周辺から東部に大きく広がる扇状地は住宅地や農地、さらに丘陵地を流れる大小さまざまな沢と扇状地の中を流れる多摩川・霞川など、美しい自然に恵まれています。これらの自然を守り、育み、将来の世代に引き継いでいくことが大切です。

しかし、本市の環境は、市内を通行する大型車両や乗用車などの通行による大気汚染や騒音などの問題、スギやヒノキなどの植林地の荒廃の問題などが生じています。その他、都市化の進展や、近年の市民生活の多様化により、日常生活における環境問題が表面化してきています。御岳山や多摩川の川べり、塩船観音寺などには多数の観光客（滞在者）が訪れ、にぎわいを見せている反面、ごみの放置などの問題も起きています。

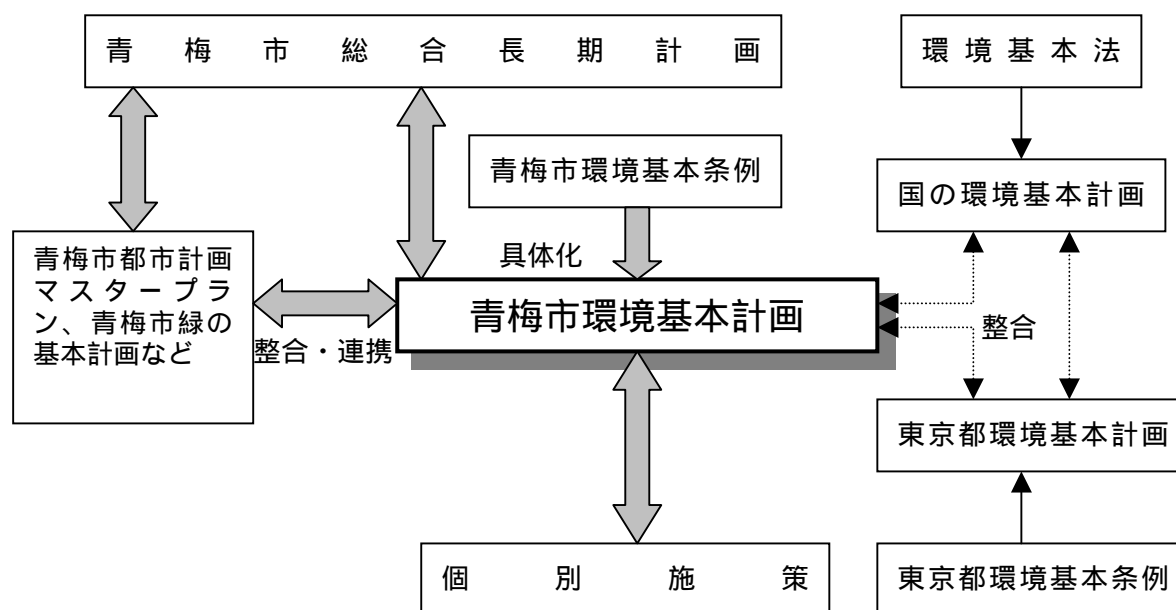
このような状況の中にあって、将来においても青梅市が住み良い環境を形成していくためには、市民・市民団体・事業者・滞在者・市が協働して、青梅市の環境特性を生かした、環境に調和したまちづくりを進めていく必要があります。

このため、環境に関わる諸政策を総合的かつ計画的に推進していけるように、各主体の環境への関わり方を示した、青梅市環境基本計画を策定します。

文中の は、その用語を巻末で解説しています。

2 計画の位置づけ

本計画は、青梅市環境基本条例第 8 条にもとづき、青梅市総合長期計画を環境面から推進する計画として位置づけられるものです。また、本計画は市が策定する個別計画や事業等に対して、環境の保全および創造に関する基本的方向を示すとともに、環境面においては、最上位の具体的な計画として位置づけられます。



3 計画の範囲

本計画は、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動の防止等による生活環境の保全、自然環境の保全、ごみ問題、資源の再利用、地球規模の環境問題に対応した地域社会からの行動、およびそれらを推進していくための仕組みづくり（情報提供、連携、教育など）を対象とします。

4 計画の対象地域

計画の対象とする地域は、青梅市全域とします。

5 計画の期間

平成 17 年度（2005 年）を初年度として、平成 26 年度（2014 年）までの 10 年間に計画の期間とします。また、社会情勢の変化や新たな環境問題に対しても柔軟に対処するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

本計画の環境の目標像は 21 世紀半ばを展望するものとします。
